

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島町長 高梨 忠博

市町村名 (市町村コード)	高島町 063819	
地域名 (地域内農業集落名)	高島① (大町一、大町二、大町三、横町、桜木町、幸町一、幸町二、幸町三、荒町一、荒町二、元町、元町三、北目、旭町、高安、泉岡、塩森、飯森、弥生町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月12日(第1回) 令和6年 1月24日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・有害鳥獣(特にイノシシ・クマ・サル・カモシカ)の被害が増加していることから鳥獣害対策が急務となっている。
 ・果樹を継承したい場合も、施設が古いため設備投資が必要であることから、借り手が見つからないという実情がある。
 ・集落外から就農している若手農業者も見られるが、依然として後継者が不足しているため、後継者の育成・確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

複合経営がほとんどであり、経営作物も多種に渡る。それぞれの得意分野を専門化していく。転作作物については、作物ごとに集積する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	356.56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	356.56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域とその周辺の農地。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
水稲については、基盤整備されていない農地のため集積することが困難なため、今後は水系ごとに農地を集積していく。 担い手を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備されていない田があり、条件が悪いところは受け手が見つからない。ますます荒れた農地が発生し受け手もないような状態にならないために、圃場整備を検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していく。 入作、出作や、非農家の土地もあり集落内では受けられない場合も出てくることから、近隣の集落と連携していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内外で作業受託を行う事業体へ農作業の一部を委託することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦生産組合員が中心となり農道の草刈り及びカラムシ防除等の環境整備や管理作業を行っており今後も継続していく。